

1. 廃棄物政策は成果をあげたか(S2)

1-1. 廃棄物政策の目的の推移

公衆衛生(伝染病対策)

→美観(「空き缶はくずかごへ」)

→環境保全('70 廃棄物処理法)

→資源「空き缶はリサイクルへ」(供給のみ)

→循環型社会づくり(供給も需要も考慮したシステムづくり) '00 循環型社会元年(S3)

- ・循環型社会づくりは、工業がようやく生態系に学んだということ(S4~S6)
- ・いまでは「循環型社会」や「3R」が広く知られるようになった。
- ・これは環境運動の成果ではあるが、普及に伴う質の劣化も生じている。

1-2. 廃棄物政策の問題点(S7)

一般廃棄物に関して

(1)税金負担のごみ処理の問題点

- ・「税金負担」は「生産・消費しか考慮しない生産,市場」をもたらす。

(2)有料化で解決できるか

- ・廃棄物は負の財だから有料化すれば不法投棄が不可避(S8,図1)
- 減量効果を示す全国的データ無し(表1,図2)

(3)拡大生産者責任が鍵

- ・拡大生産者責任(Extended Producer Responsibility,略称 EPR)

EPRの本質は「処理費を生産者に負担させ、製品価格に含めさせる」こと

The essence of EPR is who pays for, not who physically operates, the waste management system.(OECD の EPR プロジェクト報告書“Frame work”)

- ・EPRにより生産物が変わる(処理・リサイクルを考慮した生産物に)
具体的には、①材質が変わる、②設計が変わる。
- ・EPR はドイツのデュアルシステムで採用され、欧州に広まった(表2)が、日本では EPR を歪曲して導入(資料)。容器包装リサイクル法、家電リサイクル法で EPR を骨抜きにした。「引き取ってリサイクルすれば、EPR が実現する」は EPR の歪曲。

産業廃棄物に関して

(1)産廃処理を市場に任せるのは誤り

廃棄物処理を市場に任せると安きに流れ、不法投棄や不適正処理につながる。
公共を中心とした中間処理施設への搬入義務づけが必要(北欧で実績)。

リサイクルに関して

(1)拡散型リサイクルには公共管理が必要

- ・フェロシルト事件(石原産業,土壌補強材・土壌埋戻材,六価クロム)
- ・特に地中や地下で利用するものは不法投棄につながる恐れ

(2)プラスチックリサイクルはマテリアル優先でよいか

- ・マテリアルリサイクルは低品質高コスト、かつ環境汚染の恐れ(特に杭等の土木資材)
- ・鉄鋼業での利用(コークス炉化学原料化・高炉還元)やセメント工業での利用(燃料・原料)のほうがマテリアルリサイクル(土木資材中心,拡散型リサイクル)よりベターではないか。

2. 汚染防止の取組みは成果をあげたか (S9)

2-1. 60年代後半以降の環境問題の推移

- ・60年代後半から公害問題(大気汚染,水質汚濁)が激化
- ・70年公害国会の前後で環境関連法の制定
 - ‘68大気汚染防止法,’70水質汚濁防止法・廃棄物処理法等
 - 汚染物質は公害防止技術で廃棄物(ばいじん,汚泥等)に。
 - 廃棄物は中間処理(焼却等)を経て処分場に
 - 廃棄物処理施設(焼却場,処分場等)の欠陥に因る大気汚染や地下水汚染が頻発
 - 処理施設設置反対の住民運動が激化
 - 処理施設・処理技術の改善に伴い、住民運動も減少。

2-2. 環境汚染の危険はなくなったか (S10)

- ・汚染物質は汚水処理施設と処分場の間を循環するだけ (S11)
 - ・遮水シートは必ず劣化→処分場はいずれ必ず地下水汚染をもたらす
 - ・処分場は土壤汚染地だが「土壤汚染の環境基準」は適用されず。
 - ・汚染物質は大気,水質,土壤の間を自由に往来する。
 - ・ドイツでは工場跡地・処分場跡地を永久監視⇔日本では永久監視の制度無し
- ∴環境問題への取組みは一定の成果をあげたものの汚染を子孫に押し付けている。

3. 環境運動の課題

- ① 分別と拡大生産者責任
- ② 産廃・拡散型リサイクルの公共管理
- ③ 工場跡地・処分場跡地の永久監視制度(水利権の活用)

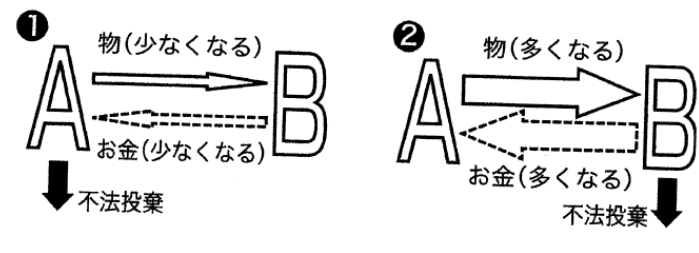
[図表]

図1 廃棄物は負の財

図② 正の財と負の財



図③ 「正の財」における不法投棄



図④ 「負の財」における不法投棄

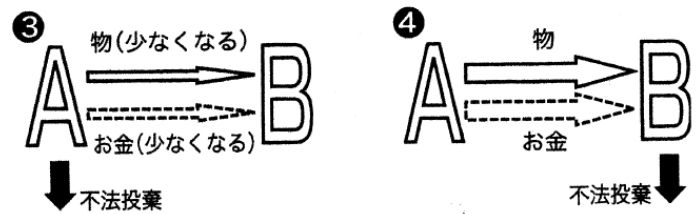


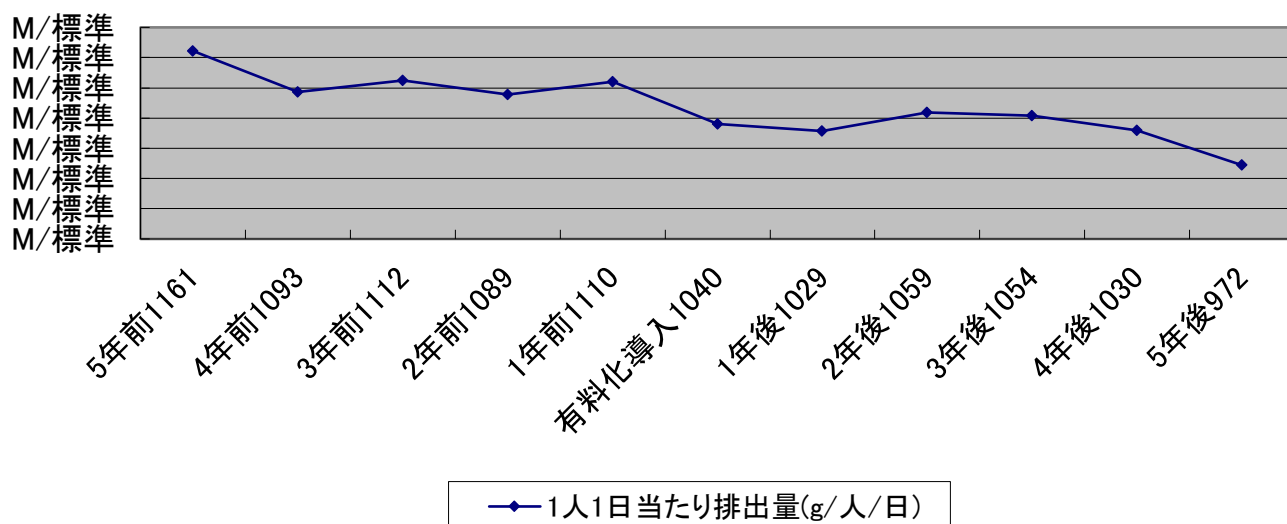
表 1. ごみ有料化に伴う減量効果・不法投棄

単位:%、カッコ内は市町村数

	減量効果あり 不法投棄増加 せず	減量効果あり 不法投棄増加	減量効果なし 不法投棄増加	減量効果なし 不法投棄増加 せず	その他
全て有料化	25.3(136)	26.4(142)	9.3(50)	23.8(128)	15.1(18)
一定以上有料化	17.5(24)	16.8(24)	10.2(14)	35.0(48)	20.4(28)
合計	23.7(160)	24.5(166)	9.5(64)	26.1(176)	16.1(46)

出所:環境庁『リサイクル関連施策市区町村結果報告書』

図2. 有料化と排出量の推移



出所：環境省「一般廃棄物の処理における有料化状況について」(2005年)

図1のグラフについて、環境省は、次のように解説している。

「(3)家庭系一般廃棄物の有料化と減量効果

平成3年度から13年度の間、家庭系一般廃棄物を有料化した人口10万人以上の23自治体について、有料化5年前から有料化5年後までの一人一日当たり排出量の平均値(事業系一般廃棄物を含む)の推移を下図に示す。有料化2～3年後にやや増加した後、4～5年後に減少する傾向が見られる」。

当初、環境省は、当初、23自治体の名前の公表を「プライバシー」を理由に頑なに拒んでいたが、有料化をめぐる近藤昭一議員の仲介で行なった交渉(衆議院議員会館にて、3月11日・4月26日)をつうじて公表した。

とともに、環境省は4月26日に23自治体のグラフを撤回した。

表2. 独・仏・日の容器包装リサイクル費用負担比較

国	回収・保管費用	リサイクル費用
ドイツ	事業者	事業者
フランス	自治体 * 1,*2	事業者
日本	自治体	事業者

*1 事業者から自治体への助成金がある。

*2 分別収集されたものは全量事業者が買い上げる。